

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年12月20日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間は、1月10日までとなっています。

今回変更された主な内容は次のとおりです。

●以下の市については、小売店舗、ショッピングセンターの営業時間制限措置(開始が午前10時、終了が任意で午後9時まで)を解除する。

ハルキダ市、セレス市、アレクサンドルポリ市、クサンシ市、カテリニ市、アグリニオ市、カラマタ市、カバラ市、ハニア市、ラミア市、コモティニ市、ロドス市、ドラマ市、ベリア市、コザニ市

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp